

定款第8条に定める入会金および会費に関する規定

Rev.2, 2018.6.19

1. 入会金は当分の間は設けない。
2. 会費は次の区分に従って定める。

区 分		会 費 (単位 : 円)
特定計量器製造事業者		45,000
特定計量器修理事業者		30,000
計量証明事業者	一般計量証明事業者	15,000
	上記以外の計量証明事業者	5,000
適正計量管理事業所		15,000
計量士	その資格を業として行う計量士	20,000
	上記以外の計量士	6,000
計量器販売事業者		4,000
上記の区分に該当しない者		2,000

備考 1.平成 30 年 6 月 19 日の定時総会において、特定計量器製造販売事業者、特定計量器修理事業者、一般計量証明事業者の会費改定が承認され、30,000 円を 45,000 円に、20,000 円を 30,000 円に、10,000 円を 15,000 円に改める

定款第23条第2項「別に定めるところ」に関する規定

Rev.1, 2014.6.4

定款第23条第2項に定める「業務執行理事は、理事会において必要な場合は別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する」の「別に定めるところ」は、その必要性が低いことにより、当分の間、定めないこととする。

定款第27条第1項に定める「別に定める報酬等の支給の基準」に関する規定

Rev.1, 2014.6.4

定款第27条第1項に定める、ただし書「常勤の理事及び監事に対しては、社員総会で定める総額の範囲内で社員総会において別に定める報酬等の支給の基準」は、当分の間、定めないこととする。